

平成 2 1 年 度 科 学 研 究 費 補 助 金
(奨励研究)

－書面審査の手引－

平成 2 1 年 1 月

独立行政法人日本学術振興会

は し が き

本手引は、科学研究費補助金（科研費）のうち奨励研究の書面審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いします。

目 次

1	科学研究費補助金（奨励研究）の概要	1
2	審査の仕組み	2
3	審査における基本的な留意事項	3
4	書面審査の指針	4
5	奨励研究の書面審査における評価基準等	8

〔 「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成20年9月25日 独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定） 〕

6	書面審査評価方法について	12
7	審査結果回答・研究計画調書返送期限	13
8	審査終了後における審査関係資料の取り扱いについて	13

〔参 考〕

平成21年度科学研究費補助金（奨励研究）公募要領

・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抜粋）

・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方

・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

1 科学研究費補助金（奨励研究）の概要

・目的

科学研究費補助金（奨励研究）は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が1人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

・対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象とします。

・応募資格

応募資格は、応募時点において、次のいずれかに該当することです。

- (1) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員及び教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員
- (2) 企業の職員
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる者以外の者で、学術の振興に寄与する研究（科学研究）を行っている者

ただし、(1)、(2)及び(3)に該当する者であっても、次の場合には応募することができません。

- ① 学部学生及び大学院生・生徒（社会人学生を除く）
- ② 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科学研究費補助金の応募資格を有する者
この応募資格を有する者とは、次の4つの条件をすべて満たすことを所属研究機関が確認した者をいいます。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

・応募経費（金額）

応募できる経費は、研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費です。

応募できる金額は、**10万円以上100万円以下**です。

研究計画の遂行に必要な経費であっても、**次の経費は対象となりません。**

- (ア) 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
 - (イ) 研究を行う場において通常備えが必要な備品を購入するための経費
 - (ウ) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- その他、研究に直接関係のない経費（例えば、酒・煙草等）も対象とはなりません。

・研究期間

1年

2 審査の仕組み

審査委員の役割は、応募のあった研究課題について、学術的に高い成果を上げることが期待できるか、さらには、将来の学術研究の発展に寄与するかどうかを評価することですので、ピア・レビュー審査の信頼性を損なうことがないよう、**科学的良心に従って、公平・公正に審査を行ってください。**

具体的な審査方法としては、科研費のうち、奨励研究の審査については、各研究分野において高い見識を持つ複数の審査委員が、書面により個別に行う「書面審査」と、合議により審査する「合議審査」により行うこととなっています。

書面審査では、個々の研究計画調書について、35分野（19ページ 参考1「公募要領」別表1「部・専門分野・専門番号表」参照）ごとに2人の審査委員が、研究内容の学術的価値等について評価を行い、評点及び審査意見を報告します。

合議審査は、下記の3小委員会35グループに分かれて、評価を行いますが、ここでは、書面審査を担当した審査委員の氏名・所属研究機関、総合評点及び審査意見が審査資料として示されます。

これらの資料と書面審査結果を評点順に並べた資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員が合議の上、採択候補研究課題を選定します。

- 人文・社会系小委員会（12グループ）
- 理工系小委員会（10グループ）
- 生物系小委員会（13グループ）

これらの審査結果を基に、科学研究費委員会が採択研究課題及び交付金額の最終決定を行います。

3 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

なお、故意に遵守していただけなかった場合は、ペナルティーを科すことがあります。

(1) 審査に関する利害関係の排除（利益相反）

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が応募研究課題の研究代表者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該応募研究課題の審査を行わないでください。具体的には、下記「参考」の条項を参照して下さい。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと通常判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

利害関係に当たるかどうかは審査委員の方々ご自身の判断によりますが、個別具体的なケースについて判断にまよう場合には、本会にお問い合わせください。

【参 考】

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除（利益相反）の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合

(1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」 第8条の一)

(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査にあたって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

なお、審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度の翌年度に公開しません。

4 書面審査の指針

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、第5節に明示する「評定基準等」に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1) 審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて評価を行うべきものです。守秘義務を遵守すれば、起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

(2) 研究課題の評価

研究課題の評価は、専ら当該応募研究課題の研究計画調書の内容を判断して行ってください。

なお、小学校・中学校・高等学校等の教員による研究と、その他の者による研究との調和にも配慮してください。(9ページ 第5節「評定基準等」〔総合評点〕参照)

(3) 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募研究課題について、評点及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

応募件数が多く、採択研究課題の競争率が非常に高いことから、書面審査の評点は、研究課題の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

なお、奨励研究は、各分野(19ページ 参考1「公募要領」別表1「部・専門分野・専門番号表」参照)ごとに審査を行うこととしており、応募研究課題が審査委員の専門外である場合についても、より広い立場から審査を行い、評点を付してください。

(4) 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント(応募研究課題の長所や短所など)を『審査意見』として記入してください。

次の審査意見の例は、平成20年度の書面審査において、実際に記載されていた審査意見に基づくものであり、合議審査に資する模範となる審査意見と不十分な審査意見の例ですので、審査意見記入の際に参考にしてください。

1. 模範となる審査意見の例

(1) 応募研究課題の長所と短所部分についての審査意見の例

〇〇を読み解くことで〇〇を行い、そこから〇〇の再検討を行う。〇〇とは別個に、〇〇が実際に運用され、機能する場を〇〇することで、共時的な視野を導入できるとする方法意識は示唆的である。〇〇だけに閉じられることなく、〇〇に着目することで〇〇という新しい〇〇も介在している。一方で、未完成の部分でもいいので、〇〇を提示して、そこから在来の〇〇が、どのように書き換えられるのか提示してほしかった。

〇〇において〇〇が遅れていることから、〇〇を開発する本研究課題の社会的意義は非常に高い。研究計画で示されている〇〇が開発されたならば、〇〇に貢献することが期待できる。申請者及び共同研究者は〇〇の専門家であり、〇〇の観点から〇〇の開発を進めることが可能であろう。ただし、〇〇を対象とするにもかかわらず、〇〇の専門家が共同研究者に見あたらないことが不安材料として残されている。

〇〇を考慮した〇〇を開発し、〇〇を目指している。研究内容は、〇〇に限定しない〇〇など、他に多く見られる同様の研究との相違点が明確に示されている。また、研究計画の進め方や研究方法、分担研究者の位置づけなども詳細に示されており、研究計画・方法の妥当性に関して説得力が認められる。しかし、たとえば本研究で要求している〇〇の導入ができない場合は、研究全体の遂行が難しくなることが危惧されるほか、〇〇の問題等に関して、より柔軟性のある研究計画が望まれる。

〇〇という研究テーマの学術的価値は高い。研究組織の構成も研究計画もおおむね妥当であるが、研究方法の中核をなすフィールドワークを通じて、結局のところ何をどこまで明らかにできると考えているのか、より具体的な見通しがほしい。研究成果の公開方法もやや消極的である。研究テーマからすれば、当然世界に向けた発信方法も検討すべきではないか。

(2) 応募研究課題の長所部分についての審査意見の例

〇〇を用いた〇〇に関する研究申請である。研究代表者はこれまでに〇〇の研究について国際的に高い研究成果をあげており、学術的背景や予想される結果と意義についても説得力を持って記載されている。また、他の申請者と比べてこれまでの研究業績が突出して際立っており、論文の質的評価では他の申請者と歴然とした差が認められる。本グループは今後も国際的に高い研究成果を期待できると判断でき、是非支援すべき申請と判断する。

申請者は、ここ数年の間に、〇〇を確立し、〇〇において先導的な研究を展開してきた。本研究計画は、申請者がこれまで培ってきた〇〇をより一般化した〇〇を確立し、その手法を用いて〇〇を解明しようとするものである。手法のオリジナリティーの高さと共に、普遍的な方法論の確立という点で〇〇全般に対する波及効果も期待できる。

(3) 応募研究課題の短所部分についての審査意見の例

〇〇についての〇〇を蒐集して、〇〇を凶るという、いわば、〇〇にありがちな、何かデータを集めれば分かることがあるという発想の本課題は、学術的重要性を認められず、課題として妥当でない。また、研究計画および研究手法において問題があり、妥当性を欠く。加えて、課題の独創性と革新性において見るべきものがない。この結果、研究課題の波及効果は期待できず、普遍的なインパクトはない。なお、本申請者の研究遂行能力は不足で、基礎研究環境も劣る。研究成果の発信も不足する。さらに、研究費の使用も、研究代表者ではなく分担者に〇〇装置を購入させることが目的であるように見受けられ、代表者の主体性が感じられない。従って、結論として本研究課題は問題が多く、採択には慎重であるべきである。

本研究課題の趣旨はよく理解できるが、不明な点も少なくない。例えば、これまで適切な検証方法がなかったために、具体的にどのような問題が生じ、〇〇を阻害してきたのか。また、汎用性・実用性を備えた検証方法を開発すると言うが、世界中の研究者が現に行っている研究と、本研究課題が開発するという検証方法の間には、実際のところどのような関係が成立するのか。汎用性・実用性を目指すのであれば、検討すべき〇〇は膨大なものとなるはずである。どのような基準に基づいて研究の範囲を決め、それは具体的にどのような現象を含むことになるのか。こうした点について具体的な記述がないため、本研究課題の成果および波及効果について積極的に評価するのは困難である。

本研究課題では、実用的な〇〇を目的として、〇〇の開発を目指す。ここで、具体的な対象として、〇〇を挙げている。しかし、個々の対象に関する学術的な問題点の掘り下げが行われておらず、〇〇として、何を意図したものか理解することが出来ない。〇〇についても〇〇らの方法を参考するという事で、申請者らのオリジナリティーが見えてこない。研究計画・方法についても不十分である。より具体的かつ詳細な記述が必要である。

2. 不十分な審査意見の例

次のような、1行又は短い審査意見では、そのような評価に至った具体的な理由が記載されていないため、合議審査を担当する審査委員に審査意見の趣旨が正しく伝わりませんので、前記「1. 模範となる審査意見の例」を参考にして詳細に審査意見を記入してください。

- ・ルーチンな研究で〇〇は認められない。
- ・興味深い提案である。
- ・研究目的、計画・方法の具体的・〇〇的な中身がよく理解できない。
- ・今までにない〇〇。
- ・研究の独創性に乏しい。

5 奨励研究の書面審査における評価基準等

「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成20年9月25日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）

科学研究費補助金（奨励研究）は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が1人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

したがって、配分審査にあたっては、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素を考慮した上で、最終的に、3段階による評価を付すこととします。

合議審査では、書面審査における評価結果を基に、個別の評価要素の評価結果や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

さらに、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

i 評価基準

【評価要素】

1) 研究内容

【研究目的の明確さ】

研究目的は広い領域を包括するような漠然としたものではなく、具体的な目標が明確に設定されているか。

【研究の特色】

研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。

【研究の意義】

当該研究課題の遂行が教育的・社会的意義を有しているか。

特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等を評価する。

【当該学問分野、関連学問分野及び新しい学問分野への貢献度】

- ・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
- ・新しい学問分野の開拓及び進展が期待できるか。

2) 研究計画

【研究計画の妥当性】

研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっており、当該研究の目的を達成するために適切であるか。

【研究遂行の能力】

研究者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記1)及び2)の各評定要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、評点区分によりいずれかの評点を付してください。

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「コメント」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準
A	ぜひ採択すべきもの
B	余裕があれば採択すべきもの
C	採択すべきでないもの
—	利益相反の関係にあるので判定できない

各評点の件数は各審査委員独自の判断で決めて良いですが、次の採択率を参考にしてください。その際、小学校・中学校・高等学校等の教員による研究と、その他の者による研究との調和にも配慮してください。

(参考) 平成20年度新規採択研究課題の採択率
奨励研究 20.0%

〔コメントの記入〕

合議審査において重要になりますので、総合評点を付すと同時に、研究課題に対する審査意見を「コメント」欄に記入してください。

ii その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

〔適切性〕

① 奨励研究としての適切性

応募のあった奨励研究としての適切性については、以下の点を考慮し、下記の評点区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・企業の職員が応募者の場合は、業として行う研究との違いが明確であり、学術の振興に寄与する研究であるか。（業として行う研究は補助対象にならない。）

評価区分	評価基準
(空白)	問題ない
△	奨励研究としてややふさわしくない点がある
×	奨励研究としてふさわしくない

なお、「×」の評価をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

② 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性

研究計画方法の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評価区分により、いずれかの評価をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報の取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

評価区分	評価基準
(空白)	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

なお、「×」の評価をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

〔研究経費の妥当性〕

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について、以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評価区分により、評価をしてください。

なお、「×」の評価をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を越えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、外国旅費の取得を目的としたものではないか。

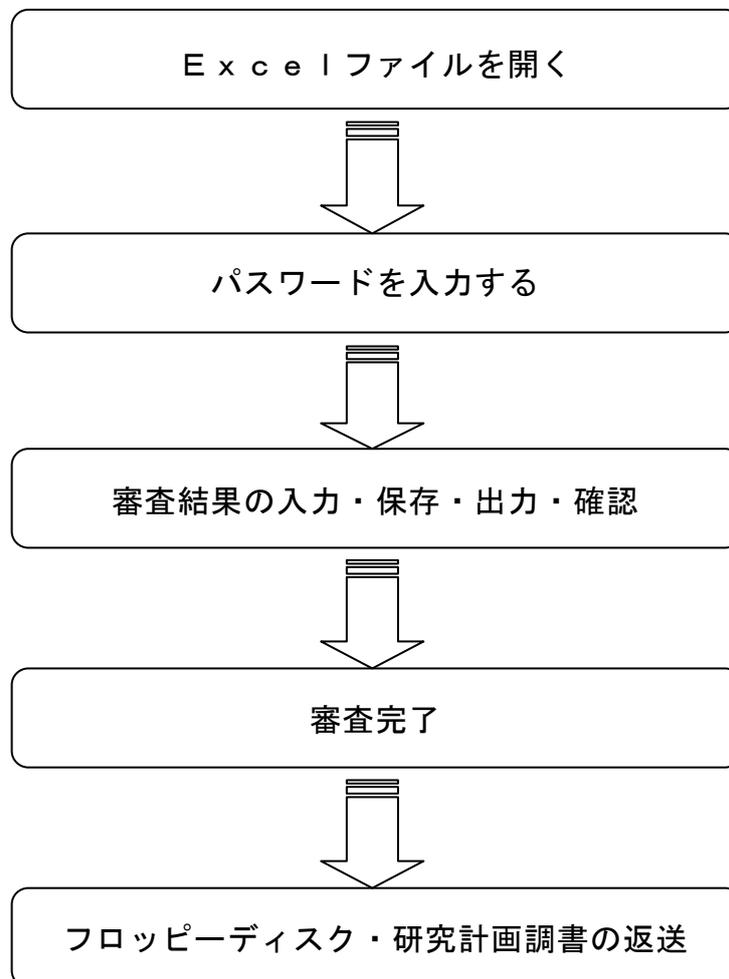
評 定 基 準	
評定区分	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参照してください。)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
△	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考) 平成20年度配分状況 (採択研究課題の平均充足率)
 奨励研究 60.4%

6 書面審査評定方法について

- (1) 書面審査の評定（審査結果）については、同封のフロッピーディスクに記録されている Excel ファイルに入力していただくこととしております。
- (2) Excel ファイルを開くにあたっては、パスワードの入力が必要になります。同封しております「書面審査用パスワード通知書」により、ご自身のパスワードを確認のうえご入力ください。
- (3) 審査結果の入力後、用紙に出力するなどし、必ず内容を確認してください。
- (4) 審査結果の入力の手順は、以下の図のようになります。

審査結果入力の流れ



※ セキュリティの都合上、Excel ファイルをパソコンのハードディスク等にコピーすることは避けてください。

7 審査結果回答・研究計画調書返送期限

平成21年2月6日（金）まで 【厳守】

8 審査終了後における審査関係資料の取り扱いについて

審査を完了しましたら、「フロッピーディスク」、「研究計画調書」、「書面審査用パスワード通知書」は、次のように処理してください。

[フロッピーディスク・研究計画調書]

同封の「着払専用伝票」により、期限までに本会へ返送してください。

[書面審査用パスワード通知書]

お手数ですが、裁断等により処分してください。

【連絡先】

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

T E L 03-3263-1042,0980,1041,0976

F A X 03-3263-9005

1. 平成21年度科学研究費補助金（奨励研究）公募要領	-----	14
2. 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する 規程（抜粋）	-----	20
3. 独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の 基本的考え方	-----	28

平成21年度科学研究費補助金（奨励研究）公募要領

平成 2 1 年度科学研究費補助金（奨励研究）公募要領

I 公募の内容

1 目的

奨励研究は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が **1人で行う研究** で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し、奨励することを目的とするものです。

2 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象とします。

3 応募資格

応募資格は、応募時点において、次のいずれかに該当することです。

- (1) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員及び教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員
- (2) 企業の職員
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる者以外の者で、学術の振興に寄与する研究（科学研究）を行っている者

ただし、(1)、(2)及び(3)に該当する者であっても、次の場合には応募することができません。

- ① 生徒及び学部学生・大学院学生（社会人学生を除く）
- ② 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科学研究費補助金の応募資格を有する者
この応募資格を有する者とは、次の①～④のすべての要件を満たすことを所属研究機関により確認されており、研究者名簿へ登録されている者をいいます。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

※ **科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関（注）に所属している者は、必ず、所属研究機関の科学研究費補助金担当者に対し、「奨励研究」の応募資格の有無を確認してください。**

（注）科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4 応募経費（金額）

応募できる経費は、研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象としますが、次の事項に注意してください。

- (1) 応募できる金額は、**10万円以上100万円以下**とします。
- (2) 研究計画の遂行に必要な経費であっても、**次の経費は対象となりません。**

(ア) 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

(イ) 研究を行う場において通常備えが必要な備品を購入するための経費

(ウ) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

その他、研究に直接関係のない経費（例えば、酒・煙草等）も対象とはなりません。

5 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- ④ 業として行う受託研究
- ⑤ 研究経費の額が**10万円未満**の研究計画

6 研究期間

1年

7 補助金に係る管理・諸手続

科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関（別紙1参照）に所属している者は、補助金に係る諸手続・管理の委任を当該所属研究機関に依頼しなければなりませんので、該当者は別紙2「科学研究費補助金（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）」を用いて、所属研究機関に対して委任依頼の手続きを行ってください。

所属研究機関が委任の依頼を承諾した場合には、補助金に係る諸手続・管理は当該研究機関が行うこととなりますので、該当する研究者は、応募書類を当該研究機関に提出してください。

なお、所属研究機関が委任の依頼を承諾しなかった場合には、補助金に係る諸手続・管理は研究者個人が行うこととなりますので、応募書類を日本学術振興会に直接提出してください。

8 応募から交付までのスケジュール

平成20年10月	1日	公募
	12月10日	応募書類提出締切日
平成21年	1月～3月	審査
	4月中旬	交付内定
	5月中旬	交付申請
	6月中旬	交付決定
	6月下旬	補助金の送金

9 注意事項

- (1) 一人の研究者が応募できる研究課題数は、1 課題に限ります。
- (2) 研究計画の応募に当たり、法令、告示、通知及び所属機関等で定めた規程等により、承認・届出・確認等が必要な場合においては、所定の手続きを行わなければなりません。
- (3) 研究課題が採択された者であっても、応募資格を喪失した者については、補助金の交付を行いません。

II 応募書類の提出等

1 応募書類の提出方法

(1) 提出する応募書類

① 応募者全員が必ず提出する書類

- ・ 研究計画調書 …………… **3 部** (正本 1 部 副本 2 部)
- ・ 応募カード …………… **1 部**

② 所属する研究機関が委任の依頼を承諾しなかった者のみ提出する書類

- ・ 科学研究費補助金(奨励研究)に係る応募等の諸手続及び管理の委任について(回答) …………… **1 部**

(2) 提出方法

< 応募書類を持参する場合 >

応募書類を持参する場合は、次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。

なお、応募書類の提出は 1 回に限ります。

(応募書類の提出を行う研究機関においては、応募するすべての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。)

【提出期間】

平成 20 年 12 月 8 日(月) ~ 12 月 10 日(水)

午前 9 時 30 分 ~ 正午まで 及び 午後 1 時 ~ 午後 5 時まで【時間厳守】

【受付場所】

独立行政法人日本学術振興会 一番町第 2 事務室 1 階会議室

(住友一番町 F S ビル内)

< 応募書類を送付する場合 >

応募書類を送付する場合は配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)により、平成 20 年 12 月 8 日(月) ~ 12 月 10 日(水) に到着するように、余裕を持って発送してください。(封筒等の表には「科学研究費補助金(奨励研究) 研究計画調書在中」と朱書きしてください。)

なお、送付された応募書類のうち、平成 20 年 12 月 9 日(火)までに発送したことが証明できる場合に限り、12 月 11 日(木)に到着したものまで受理します。

また、応募書類の提出は 1 回に限ります。

(応募書類の提出を行う研究機関においては、応募するすべての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。)

【郵便等送付先】

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地 (住友一番町 F S ビル)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

(3) 留意事項

応募書類の作成・提出に際しては次の点に留意してください。

- ① 応募書類は、「研究計画調書作成・記入要領」及び「応募カード作成・記入要領」に基づいて作成してください。
- ② 「科学研究費補助金（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（回答）」は、研究機関に所属する者のうち、研究機関が管理の委任の依頼を承諾しない旨の回答があった場合に、必ず添付してください。
- ③ 応募書類の提出・受付後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。
- ④ 提出した応募書類の写を保管しておかなければなりません。

III 審査等

1 審査

科学研究費補助金（奨励研究）の審査は、提出された応募書類に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会において合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」）は、日本学術振興会の科学研究費補助金ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）に掲載しています。

3 審査結果の通知

審査の結果に基づく採択・不採択については、応募者に文書で通知します。

（研究機関を通じて応募があった場合は、研究機関を通じて通知します。4月中旬予定。）

また、採択されなかった場合には、書面審査の専門分野におけるおおよその順位等について日本学術振興会科学研究費委員会から開示する予定です。

（5月下旬予定。）

4 個人情報の取り扱い

応募書類に含まれる個人情報は、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）

する他、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究者氏名、交付予定額等を公開します。

5 補助金の適正な使用等

(1) 補助金の適正な使用

科学研究費補助金（科研費）は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

(2) 応募資格の停止（交付対象からの除外）

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、①から⑦のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

- ① 不正使用（※1）を行った研究者の場合は、補助金の返還命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内
- ② ①における不正使用を共謀した研究者は、①と同一の期間
- ③ 故意又は重大な過失にはあたらないが、科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用を行った研究者の場合は、補助金の返還命令があった年度の翌年度以降2年間
- ④ ①又は③に該当する研究代表者又は研究分担者と共同して交付決定取消事業（※2）を行った研究代表者又は研究分担者の場合、補助金の返還命令があった年度の翌1年間（新規の研究課題のみ対象）
- ⑤ ①に該当する連携研究者や研究協力者が参画した交付決定取消事業（※2）の研究代表者又は研究分担者の場合、補助金の返還命令があった年度の翌1年間（新規の研究課題のみ対象）
- ⑥ 不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む）、補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
- ⑦ 不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）の場合、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内

※1 「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用をいいます。

※2 「交付決定取消事業」とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第17条第1項の規定により科研費の交付の決定が取り消された事業をいいます。

(3) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

平成21年度科学研究費補助金(奨励研究) 部・専門分野・専門番号表

部	専門分野	専門番号	分割記号	部	専門分野	専門番号	分割記号
人文社会科学部	哲学・芸術学	111		自然科学部	工学Ⅰ(機械系)	261	
	国語・国文学	121			工学Ⅱ-A(電気・電子系)	262	A
	外国語・外国文学	131			工学Ⅱ-B(情報系)	262	B
	史学	141			工学Ⅲ(土木・建築工学系)	263	
	社会学・心理学	151			工学Ⅳ(材料・生物工学系)	264	
	教育学・教育社会学	161			工学Ⅴ(その他工学)	265	
	教科教育学Ⅰ(文科系)	162			農学・水産学	271	
	教科教育学Ⅱ(理科系)	163			薬学1 ※	281	A
	教育工学	171			薬学2 ※	281	B
	特別支援教育	181			薬学3 ※	281	C
	地理学・文化人類学・地域研究	191			薬学4 ※	281	D
法学・政治学・経済学・経営学	201		基礎医学	282			
自然科学部	数学	211		臨床医学	283		
	物理学	221		歯学	284		
	化学	231		境界医学・社会医学・看護学等	285		
	地球惑星科学	241		健康・スポーツ科学	291		
	生物学Ⅰ(植物)	251		生活科学	301		
	生物学Ⅱ(動物)	252					

(注1) 審査希望分野の選定に当たっては、研究計画の内容に最も関連が深いと思われる専門分野を選定してください。

(注2) 分割記号の記載がある専門分野を選択した場合には、研究計画調書・応募カードへ該当する分割記号を必ず記入してください。(分割記号の記入がない場合は、審査の対象外となります。)

※ 薬学については、キーワードにより「薬学1」～「薬学4」に4分割しています。(各キーワードについては、研究計画調書作成・記入要領を参照してください。)